

平成十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

（基本計画の協議）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」とい

う。）第四条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域（その区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の都道府県の区域。以下同じ。）を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（基本計画の変更の協議）

第二条 法第五条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第二による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第三条 法第五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
二 前号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更

2 法第五条第二項の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び都道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（協議会の組織の公表）

第四条 法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五日以上とする。

2 法第七条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 協議会の構成員の氏名又は名称
二 協議会の規約の内容
3 前項の規定による公表は、市町村及び都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十九年六月十一日）から施行する。

附則（平成二〇年八月二二日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十七号）の施行の日（平成二十年八月二十二日）から施行する。

附則（平成二三年八月一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

附則（平成二九年七月三一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1（第1条関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく基本計画の協議書

年 月 日

総務大臣 名
財務大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名 殿

市町村長の氏名
都道府県知事の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記の計画の同意を得たいので協議します。

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域
(地図)
(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略
(2) 経済的效果の目標

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	一百万円	

(算定根拠)

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用
(2) 高い付加価値の創出
(3) 地域の事業者に対する相当の経済的效果

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域
(地図)
(2) 区域設定の理由
(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①
②
③

(2) 選定の理由

①
②
③

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

(2) 制度の整備に関する事項

①
②

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①
②

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①
②

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①
②

(6) 実施スケジュール

取組事項	年度	年度・・・	年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①			
②			
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①			
②			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①			
②			
【その他】			
①			
②			

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①
②

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

(2) 安全な住民生活の保全

(3) その他

①
②

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論 (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項 (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

--

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第2条関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく同意基本計画の変更の協議書

年 月 日

総務大臣 名
 財務大臣 名
 厚生労働大臣 名
 農林水産大臣 名
 経済産業大臣 名
 国土交通大臣 名 殿

市町村長の氏名
 都道府県知事の氏名

年 月 日付けで同意を得た基本計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第5条第1項の規定により、下記の変更の同意を得たいので協議します。

記

1 変更しようとする事項

変 更 前	変 更 後

2 変更の趣旨及び変更を必要とする理由

--

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3 (第3条第2項関係)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく同意基本計画の変更の届出書

年 月 日

総務大臣 名
財務大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名 殿市町村長の氏名
都道府県知事の氏名

年 月 日付けで同意を得た基本計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第5条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

変更前	変更後

2 変更の趣旨及び変更した理由

--

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。